平成２６年（フ）第３８２号
沖縄県那覇市久米１丁目24番13号　ミネビル５階Ｂ－１
債務者　池田　珠貴（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３８３号
沖縄県那覇市字国場708番地１　たまき荘401
債務者　澤田　洋一
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３８４号
沖縄県那覇市字国場862番地５　グリーンマンション105
債務者　吉田　礼佳（旧姓福地）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３９０号
沖縄県糸満市字大度513番地　指定障害福祉サービス事業所晴風苑
債務者　上原　　亨
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４１２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1294番地
債務者　上原　　香（旧姓呉屋）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４８３号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上353番地の１　清流荘202
債務者　平井　將子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９号
神奈川県足柄上郡大井町上大井598番地６
債務者　平野　雅子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１６号
神奈川県横須賀市久里浜７丁目12番11号　コーポ大和202
債務者　芳賀沼睦子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４８５号
神奈川県伊勢原市坪ノ内34番地の７
債務者　川端由紀子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２２号
神奈川県厚木市妻田南１丁目13番11号　ハイツメヤー201、前住所神奈川県厚木市妻田東１丁目５番９－301号
債務者　小船　光洋
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３号
神奈川県厚木市妻田南１丁目13番11号　ハイツメヤー201、前住所神奈川県厚木市妻田東１丁目５番９－301号
債務者　小船　春美
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２号
神奈川県南足柄市岩原237番地　ＳＳクニヤン103
債務者　谷田部留美
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９４９号
名古屋市緑区滝ノ水２丁目101番地　シティコーポ滝の水２棟206号
債務者　保田　幸彦
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８号
山口県防府市大字田島1067番地の３　市住68棟1427号
債務者　今田　和子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１３７号
愛知県春日井市宮町１丁目12番地２　ラ・キャッスル春日井Ⅱ205号
債務者　横関　美香（旧姓兵頭）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２６年（フ）第５４３号
千葉県船橋市高野台２丁目16番12号　シティハイムミクサンサム201号
破産者　鈴木　重幸
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５６１号
千葉県船橋市丸山３丁目34番５号
破産者　櫻井三吉夫
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係